

神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付事業実施要綱

令和2年5月22日 福祉局長決定

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、神戸市が給付金を交付することにより、公益性の高い福祉サービス事業所の事業運営の安定化を図る事業（神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付事業（以下、「本事業」という。））の実施に関して、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は、市内に所在する福祉サービス事業所に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて多くの感染拡大防止対策を講じる必要が生じるなか、市民の日常生活に欠かせないサービスとして事業を継続するため、必要な費用を給付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉サービス

介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条並びに第115条の45に規定するサービス、及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第6条及び第77条に規定するサービスをいう。

(2) 福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する事業所をいう。

(3) 介護給付等

介護保険法に規定する保険給付及び地域支援事業のうち市が必要と認める事業、並びに、障害者総合支援法に規定する自立支援給付及び地域生活支援事業のうち市が必要と認める事業をいう。

(4) 感染拡大防止対策

厚生労働省からの令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」に基づいて福祉サービス事業所が実施する、衛生用品の確保、利用者の検温徹底や、3つの密を避けるための実施場所の調整や換気、感染症予防の広報・啓発その他の対策及び神戸市からの令和2年4月3日付依頼文（神福高第35-2号）「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」に基づいて福祉サービス事業所

が実施する、サービスの利用調整や職員の健康管理の徹底をいう。

(給付の対象)

第3条 給付金の交付の対象となる福祉サービス事業所は、神戸市内に住所を有し、第8条に定める期間に、感染拡大防止対策を実施しながら福祉サービスの提供を継続し、介護給付等を受ける事業所とする。

ただし、申請時点において廃止された施設、国及び地方公共団体が設置した施設、国及び地方公共団体から運営委託を受けている施設並びに、国及び地方公共団体が出資する社会福祉事業団が経営する施設は除く。

2 1つの事業所において、複数種類の福祉サービスの指定を受けている場合、併設されている事業所はそれぞれ指定を受けた福祉サービスごとに一福祉サービス事業所とみなし、重複して支給することを妨げない。

ただし、事業の規模や性質を鑑み、別表「事業所種別一覧」に定める分類に基づき同一の事業所種別に該当する福祉サービスについては、複数種類の指定を受けていても同一の事業所として扱う。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、一福祉サービス事業所当たり20万円とする。

(給付金の交付申請等)

第5条 給付金の交付を受けようとする福祉サービス事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金交付申請書兼請求書（様式第1号、以下「申請書」という。）に、第8条で定める期間にサービスを提供していたことを証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 申請者は、申請書に代えて、市長が特別に認めた場合に限り、市長の指定するプラットフォームを通じて、神戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年12月条例第34号）の定めに従い、電子情報処理組織（本市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）によって申請することが出来る。

3 第2項の規定により行われた申請は、本市の設ける電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本市に到達したものとみなす。

4 市長は、第1項に定める、第8条で定める期間にサービスを提供していたことを証する書類に代えて、介護給付等支給実績を確認することにより、福祉サービス事業所の事業実施状況を確認することが出来る。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定した場合は、その旨を新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

7 市長は、給付金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

（給付金の交付）

第6条 市長は、前条第5項の通知より30日以内に当該給付金を交付するものとする。

（給付金の返還等）

第7条 市長は、福祉サービス事業所が偽りの申請その他不正な手段により給付金の交付を受けたと認められた場合は、既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（本事業の適用期間）

第8条 本事業の適用期間は、令和2年4月1日から令和2年4月30日とする。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行に関して必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月22日から施行する。